

# Advertisers and Publishers Transparency Initiative (APTI) 会則

## (日本語名称：広告主・パブリッシャー透明性推進協議会)

### 第1条 (名称)

本会は、Advertisers and Publishers Transparency Initiative (略称：APTI) と称し、日本語名称を「広告主・パブリッシャー透明性推進協議会」とする。

### 第2条 (事務局所在地)

本会の事務局は、以下の住所に置く。

〒104-0061 東京都中央区銀座一丁目 22 番 11 号

銀座大竹ビジデンス 2F

なお、事務局の所在地は必要に応じて変更することができ、その際は代表または事務局から会員に通知する。

### 第3条 (目的)

本会は、広告主およびパブリッシャー等によるオープンインターネットにおける広告取引の透明性・健全性向上を目的とし、以下の活動を行う。

1. 情報共有と可視化の推進
2. 相互支援による実践の場づくり
3. つながりと信頼の醸成
4. 上記に関連する情報の発信および支援、その他目的達成に必要な活動

### 第4条 (非営利性)

本会は、営利を目的としない。ただし、本会の活動における実費や適正な対価はこれを妨げない。

### 第5条 (会員)

本会の会員は、本会の目的に賛同する個人または法人・団体とし、以下の種別とする。

1. パブリッシャー会員
2. 代理店会員
3. 広告事業者会員
4. その他、役員の推薦により入会を認められた者

## 第5条の2（協力団体）

本会は、本会の目的に賛同し活動に協力する業界団体を協力団体として認定することができる。協力団体の認定及び取扱いに関する事項は、別途定める規程によるものとする。

- 2 協力団体は、会費の納入義務を負わず、本会会則の適用を受けない。

## 第6条（入会および退会）

1. 会員として入会を希望する者は、所定の方法により申請し、役員協議・合意を得るものとする。
2. 会員は、いつでも事務局への連絡により退会することができる。但し、退会前に納めた会費などの返金は行わない。

## 第7条（会員資格の喪失）

会員は、以下のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

1. 退会の意思を示し、事務局に通知したとき。
2. 第9条に定める会費を1年以上滞納し、督促にも応じなかったとき。
3. 会員本人（法人の場合は代表権者）が解散、または死亡したとき。
4. 本会の名誉を著しく毀損し、または目的に反する行為を行ったとき。
5. その他、役員協議・合意により除名が妥当と判断されたとき。

## 第8条（役員および職務）

本会に以下の役員を置く。

- ・ 代表：本会を代表し、全体の運営を統括する。
- ・ 副代表（複数可）：代表を補佐し、代表不在時にはその職務を代行する。
- ・ 理事：本会の業務を執行する。
- ・ 事務局：本会の庶務、調整、会員管理を行う。
- ・ 会計：この会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

- 2 本会の運営に関する重要事項は、役員協議・合意をもって決定する。

- 3 役員任期は1年とし、再任を妨げない。また、必要に応じて、役員合意によりワーキンググループや分科会の設置も可能とする。

## 第9条（会費）

本会の年会費は、会員区分に応じて以下のとおりとする。なお、以下の金額は消費税別と

し、請求時に消費税（10%）を加算する。

- ・ パブリッシャー会員：年額 120,000 円（税別）、消費税込 132,000 円
- ・ 代理店会員：年額 240,000 円（税別）、消費税込 264,000 円
- ・ 広告事業者会員：年額 240,000 円（税別）、消費税込 264,000 円

2 会費は毎年4月から翌年3月までの1年分を一括して納入するものとする。年度の途中から入会した場合は、入会翌月から3月までの月数分の会費を納入するものとする。本会はインボイス制度（適格請求書等保存方式）に基づく適格請求書発行事業者として登録し、請求書に登録番号を記載する。（登録番号：T2010005040831）

#### **第10条（運営）**

1. 本会の運営は、会員相互の協力により行うものとする。
2. 活動状況や議論は、Slack等のコミュニケーション手段により随時共有する。

#### **第11条（会則の改正）**

この会則の改正は、代表、役員または会員の提案に基づき、役員の協議・合意または会員の過半数の承認により行う。

#### **第12条（会計年度）**

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### **第13条（その他）**

この会則に定めのない事項については、代表および発起人の協議により定める。

（附則：令和8年3月1日制定）